

～石川県賃貸型応急住宅について～
(令和4年8月3日からの大雨による被災者の皆様へ)

R04.9.16 様式変更

受付対象者

令和4年8月3日からの大雨による災害に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町）に居住している者

要件

災害時において、石川県(災害救助法の適用を受けた市町)に居住する者	自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者 ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者 ・半壊（大規模半壊、中規模半壊含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない者や、水害によるにおい等の影響で生活が困難な者 ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている、住宅が被害を受けて居住することが困難となり親族等に身を寄せているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者 ・その他、やむを得ず入居すべきと認められた者
-----------------------------------	---

賃貸型応急住宅の条件

次の①、②のいずれかにも該当する県内の住宅となります。

- ① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること
- ② 家賃 2人以下の世帯は月額 5.5 万円以下
3人～4人の世帯は月額 6.5 万円以下
5人以上の世帯は月額 9.5 万円以下
※超過分を自己負担で入居することは不可
その他費用について、県が指定する条件を満たす物件であること

※耐震性が確保されている住宅を推奨します。

（昭和 56 年 6 月 1 日以降に建設されたもの、またはそれと同等以上の耐震性が確認されているもの）

市町等が負担する経費

- 家賃、共益費（管理費）、礼金（家賃 1 ヶ月分以内）、退去修繕負担金（家賃 2 ヶ月分以内）
 - 諸経費：仲介手数料（家賃 0.55 ヶ月分以内）、損害（火災）保険料、入居時鍵等交換費、更新手数料（家賃 0.55 ヶ月分以内）
- ※貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。
※上記以外の光熱水費、駐車場料金、自治会費等は入居者の負担となります。

入居期間

入居時から 2 年以内 ※応急修理を併用する場合は発災日（8 月 4 日）から最大 6 か月以内

その他

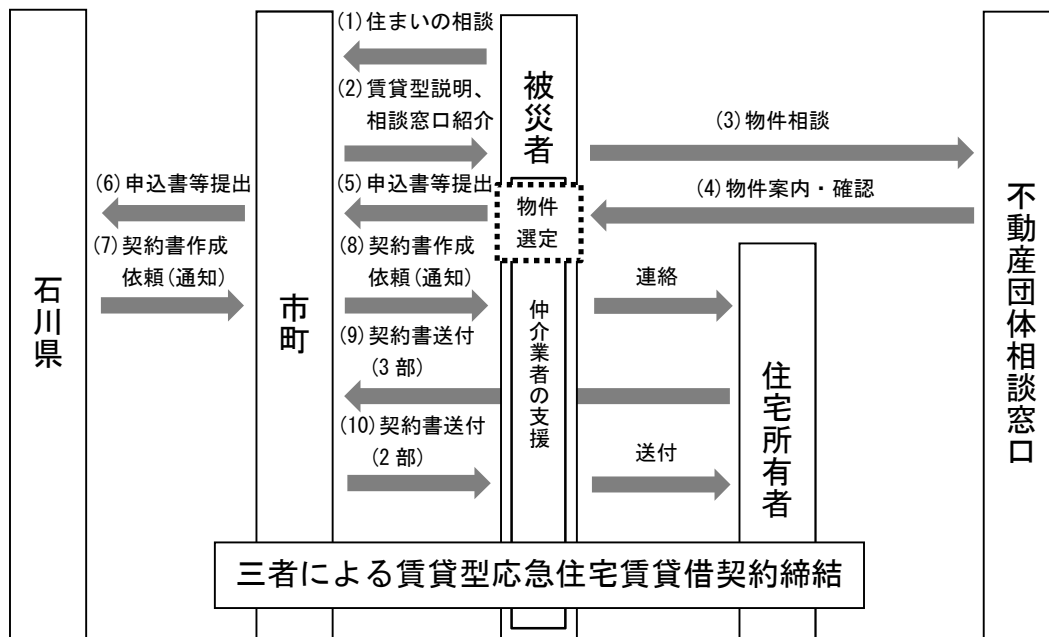
- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、市町が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 当制度により入居した住宅から一旦退去されますと、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ④ 当制度により入居する住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。

お問い合わせ先

- ・076-291-2255（公益社団法人石川県宅地建物取引業協会）
- ・076-280-6223（公益社団法人全日本不動産協会石川県本部）
- ・0120-37-5584（公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会）
- ・小松市役所 都市創造部 建築住宅課 TEL：0761-24-8095 housing@city.komatsu.lg.jp

◇ 貸主－市町（借主）－被災者（転借人）の三者契約となります。

賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ



※ (3) 及び (4) は必須ではない

経費の区分	負担区分	備考
家賃	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人以下の世帯 5.5万円/月 以下 ・ 3人～4人の世帯 6.5万円/月 以下 ・ 5人以下の世帯 9.5万円/月 以下
共益費・管理費	市町	実費
退居修繕負担金	市町	家賃の2ヶ月分以内
礼金	市町	家賃の1ヶ月分以内
仲介手数料	市町	家賃の0.55ヶ月分以内
更新手数料	市町	家賃の0.55ヶ月分以内
入居時鍵等交換費	市町	実費
損害（火災）保険料	①石川県 ②市町	①石川県で保険に加入 【特約】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借家人賠償責任補償 2,000万円（免責金額なし） ・ 修理費用補償 300万円（免責金額3,000円） ・ 個人賠償責任補償 1億円（免責金額なし） 【主契約】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故傷害補償 死亡・後遺障害（1～3級限定、本人のみ） 60万円 ②民間賃貸住宅の契約を締結済で家財等の私財への補償分を除く保険料を算出できる場合 1万円/年以内

※ 光熱費・駐車場・自治会費等は入居者負担となります。